

船舶事故調査報告書

平成29年10月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年6月16日 13時00分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市牧の島北西岸（九十九島湾） 九十九島湾大崎防波堤灯台から真方位120° 1.5海里付近 （概位 北緯33° 09.3′ 東経129° 40.1′）
事故の概要	プレジャーヨットREILA5は、南南東進中、干出浜に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年6月20日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット REILA5、5トン未満（長さ8.64m）
船舶番号、船舶所有者等	280-31804 神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	バラストキール等に擦過傷、主機等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、船長がコックピットに立って舵輪で操船に当たり、牧の島北西方沖を機走により約4ノットの対地速度で南南東進中、牧の島北西岸から拡張する干出浜（岩）（以下「本件干出浜」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船は、自力で離礁することができなかつたので、船長が海上保安庁に救助を要請し、乗組員全員が救助されたが、船体は引き降ろすことができず、翌日、クレーン台船によって揚収された。</p> <p>本船の喫水は、バラストキール下端まで約1.7mであった。</p> <p>九十九島湾には、島が点在し、島周辺の浅所域には、浅所を示す標識が、自治体によって設置されていた。</p> <p>本件干出浜の標識（以下「本件標識」という。）は、金属製パイプの最上部側面に長方形の金属製板が取り付けられており、同板が面する側は可航水域を示し、その反対側は本件干出浜となっていた。</p> <p>船長は、牧の島周辺海域の航行経験が3～4回あり、同海域に浅所を示す標識がいくつか設置されていること、及び本件標識の金属製板が面する側が可航水域を示していることを知っていた。</p> <p>船長は、出航後、GPSプロッター、計画航路を記録したハンディ型GPS及び航海用電子参考図を確認しながら操船していたが、牧の島北西方沖では、本件標識を見ていれば可航水域が分かるので、目視のみで航行した。</p> <p>船長は、本事故当時、高潮時で本件干出浜が海面下にあつて見え</p>

	<p>ず、本件標識の本件干出浜側の海域を広く感じたので、本件標識の金属製板が本件干出浜側に面していると思い込んでしまい、本件干出浜に向かったと、本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、牧の島北西岸を南南東進中、船長が、本件標識の金属製板の向きを確認しなかったことから、可航水域の反対側を航行し、本件干出浜に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、牧の島北西岸を南南東進中、船長が、本件標識の金属製板の向きを確認しなかったため、可航水域の反対側を航行し、本件干出浜に乗り揚げたものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置された標識を確認するとともに、標識に従って航行すること。